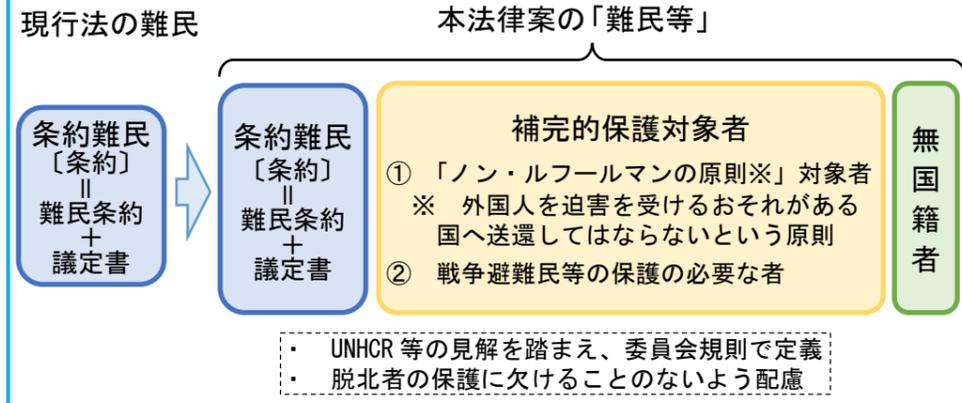


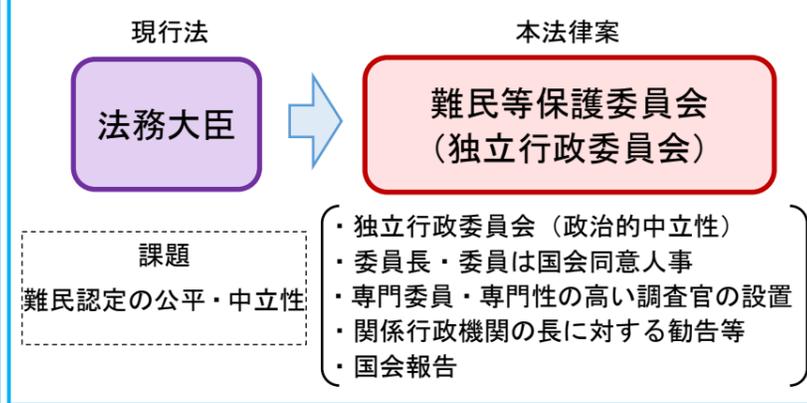
# 「入管法改正案対案」全体像

## 難民等の保護に関する法律案

### I 難民等の定義に係る改正



### II 難民等認定の主体に係る改正

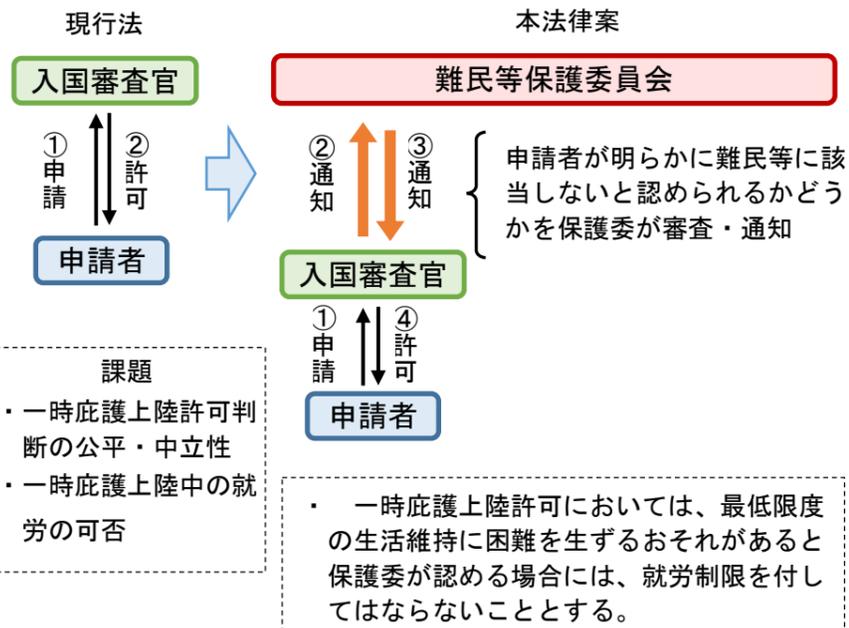


### III 難民等認定手続に係る改正

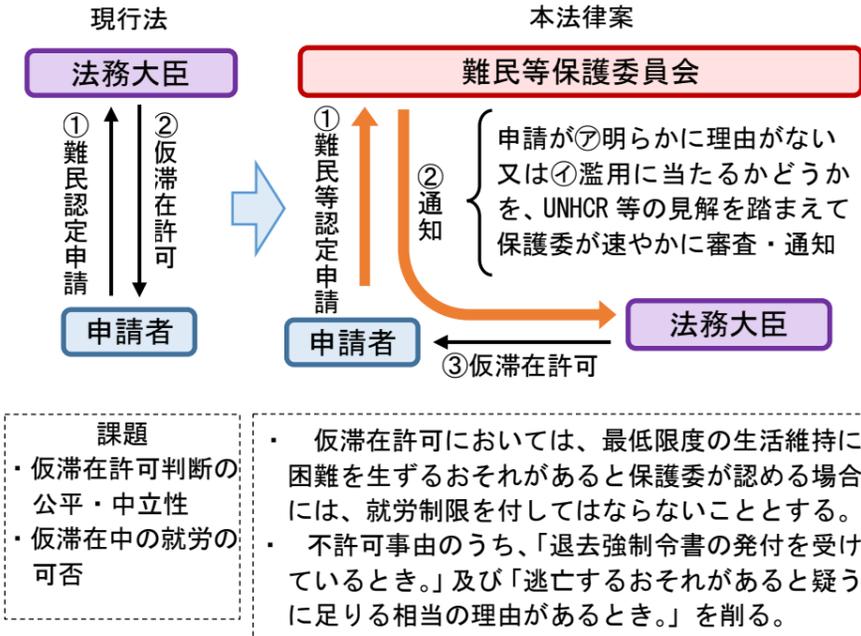
- ①代理人による申請、②外国語による書類の提出の許容
- 申請手続が容易となるよう十分な配慮
- 難民等該当性の立証責任の緩和・個別把握の考え方の排除
- 難民等不認定処分における理由の通知
- 難民等認定基準  
(現行法上、難民認定に関する基準は定められていない。)  
→① UNHCR等の見解を踏まえ、保護委が基準を策定・公表  
→② ①の基準策定に当たっては、難民等の保護に資するよう十分配慮

- 難民等の在留資格  
難民等に対する定住者の在留資格の不許可事由のうち、  
①本邦に上陸した日から6月を経過した後に難民等申請をしたこと  
②送還が禁止されている領域から直接本邦に入ったものでないことを削ること。

#### 7 一時庇護上陸の許可



#### 8 仮滞在の許可



#### 9 難民旅行証明書の有効期限を現行の1年から5年にすること。

- 難民等認定に係る調査官による事実の調査  
① 事実の調査における正確・最新の情報収集、十分な意思疎通等  
② 申請者へのインタビューの録音録画及び保護委による活用
- 標準処理期間・審査の進行状況等に関する情報の提供
- 難民等不認定処分取消訴訟を提起可能な期間等における送還停止効

### IV 難民等及び難民等認定申請者に対する生活支援

- 基本理念等
- 生活支援基本計画
- 一時庇護上陸許可者・仮滞在許可者に対する生活維持費の支給
- 民間の団体の能力の活用等

## 出入国管理及び難民認定法改正案

### I 違反調査等に係る改正

- 全件收容主義の撤廃  
① 退去強制事由に該当すると認める外国人の收容は、⑦退去強制事由に明らかに該当すると認められる場合であって、⑧逃亡のおそれがあるときに限り、裁判官のあらかじめ発する收容許可状により、行うことができること。  
② ①の收容許可状による收容期間は10日以内。10日に限り延長可能。
- 入国審査官の審査における代理人選任等
- 口頭審理における理由通知、関係書類の閲覧・謄写請求
- 異議の申出における代理人選任・在留特別許可申請との併願・理由通知
- 在留特別許可に係る改正  
① 退去強制対象者に該当する旨の判断に服した者の在留特別許可申立て  
② 在留特別許可の許可基準の明示  
③ 児童の最善の利益の考慮、児童が父母と分離されないことへの配慮  
④ 家族と在留できるよう配慮  
⑤ 不許可の場合の理由の告知
- 再審情願(事情変更による再度の在留特別許可申立て)の制度化

### II 退去強制令書の執行に係る改正

- 退去強制処分取消訴訟を提起可能な期間等における送還停止効
- 全件收容主義の撤廃  
① 退去強制を受ける者の收容は、⑦直ちに本邦外に送還することができない等の場合であって、⑧逃亡のおそれがあるときに限り、裁判官のあらかじめ発する收容許可状により、行うことができること。  
② ①の收容許可状による收容期間は7日以内。ただし、裁判官は、やむを得ない事由があると認めるときは、入国審査官の請求により、收容期間が通じて30日までは7日ごとに、30日に達した日以後は1月ごとに更新可能。更新可能な期間の上限を法律に規定。  
③ 收容許可状の発付時・期間更新時の裁判所における退去強制対象者・弁護士に対する意見陳述の機会の付与  
④ 裁判官に対する收容許可状の失効申立及びそれによる放免
- 仮放免制度に係る改正  
① 仮放免時の保証金の上限を100万円に引下げ  
② 必要的仮放免(逃亡のおそれなし・疾病等により收容継続の相当性なし)  
③ 仮放免不許可決定・仮放免取消決定における理由の通知
- 全件收容主義撤廃に伴う非收容外国人の生活に関する国・地方公共団体の施策

### III 不法残留外国人の正規化のための特例措置(アムネスティ)

- 一定の要件に該当する不法残留外国人に対して、期間を限定して、定住者の在留資格の取得を許可すること。
- 1の許可を得た者について、許可前の不法残留罪の刑を免除すること。
- 政府は、外国人の我が国における生活の安定に資するよう、就労に必要な在留資格に係る制度等の在り方について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。